

工事関係書類の簡素化について（令和2年4月）

福井市発注工事における受発注者の業務効率化を図るため、受注者が作成・提出すべき工事関係資料等については、以下の通り簡素化できることとしたので、発注者と十分協議の上、運用すること。

なお、書類の簡素化については、国・福井県等の動向を踏まえ、今後も引き続き検討する。

本文書は、土木工事について記載しているが、建築工事においてもこれに準じた取扱いとする。

1 工事関係書類の提示の徹底

共通仕様書及び契約書等に定めのある書類のうち、「提出」の必要がない書類は、「提示」のみとすることとし、確認・検査後に「提示」された書類は、受注者に返却することを基本とする。

また、提示書類については、受注者において保管・管理することとする。

< 参 考 > 【提示書類（提出を求めない）】

	工事書類等	根拠又は関連規定
1	産業廃棄物管理票（マニフェスト）	共仕 1-1-1-18 建設副産物
2	安全教育・訓練等の記録	共仕 1-1-1-26 工事中の安全確保
3	低騒音型・低振動型・排出ガス対策型建設機械の写真	共仕 1-1-1-30 環境対策
4	機械自主点検記録	共仕 1-1-1-34 諸法令の遵守 （労働安全衛生法）
5	諸手続きの許可、承諾等の書面 監督職員の請求があった場合は写しを提出。	共仕 1-1-1-35 官公庁等への手続等
6	休日又は夜間作業の連絡 口頭、ファクシミリ、電子メールによる。	共仕 1-1-1-36 施工時期及び施工時間の変更 現道上の工事については「提出」。
7	建設業退職金共済証紙配布先一覧表	共仕 1-1-1-40 保険の付保及び事故の補償
8	建設業退職金共済手帳の写し	共仕 1-1-1-40 保険の付保及び事故の補償
9	材料の品質規格証明書 設計図書で提出を定められているものは提出。	共仕 2-1-2-1 工事材料の品質
10	As 舗装コア、区画線テストピース等	施工管理基準 （出来形管理基準、品質管理基準）

「共仕」：福井市土木工事共通仕様書

「施工管理基準」：福井市工事施工管理基準

2 工事関係書類の削減

	工事書類	工事書類削減の取扱い
1	図面	<ul style="list-style-type: none"> 受発注者間で図面を受け渡す場合、原則、A3 判図面又は電子データによる。
2	施工計画書	<p>【記載項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> 工事概要 <ul style="list-style-type: none"> 工事内容は、設計図書の工事数量総括表の写しでもよい。 計画工程表 <ul style="list-style-type: none"> 監督職員が承諾した、契約時に提出する工程表の写しでもよい。 現場組織表 <ul style="list-style-type: none"> 「施工体制台帳及び施工体系図、工事下請負人編成表」添付の廃止。 <p>【変更内容の記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施工計画書を作成し直すことは不要で、見え消し・追加等でよい。
3	工事打合せ簿	<ul style="list-style-type: none"> 添付資料は必要最小限とする。 軽微な報告は電子メールや口頭で可とする。
4	材料・品質関係	<p>【材料承諾】</p> <ul style="list-style-type: none"> JIS マーク表示品は JIS マーク表示状態の確認を行う（カタログ、品質証明資料、見本の提出は不要）。〔共仕 2-1-2-1 のとおり〕 その他汎用品について、過重なカタログや見本の添付は控えること。 <p>【品質証明資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> JIS 鉄筋認証ラベル、鋼矢板ラベル等、提出根拠のないものは添付しない（材料確認や写真管理で把握できる）。
5	段階確認書	<ul style="list-style-type: none"> 段階確認書に添付する資料は、受注者が作成する出来形管理資料に、監督職員等が確認した実測値を手書きで記入することとし、受注者は、段階確認の為に新たに資料を作成する必要はない。その他立会の場合も同様とする。 監督職員等が段階確認に臨場した場合、受注者は、監督職員等が立会っている状況写真を段階確認書に添付する必要はない。その他監督職員が立会う場合も同様とする。
6	創意工夫等	<ul style="list-style-type: none"> 監督職員と事前協議を行い、あらかじめ提案を選別の上、提出する。
7	納品伝票	<ul style="list-style-type: none"> 出荷証明書等により数量が把握できる場合は、納品伝票に替えることができる。

3 受発注者間の情報共有システム又は電子メールの活用

- 特記仕様書で情報共有システムの利用が明示されている場合のほか、その利用により業務効率化が図られる場合には、情報共有システムを積極的に利用すること。
- 確認・立会依頼について、設計図書に定めがある又は監督職員の指示がある場合以外は、電子メールにより行うことを基本とし、紙での提出を求めない。
- 工事打合せ簿について、契約約款上の行為以外や軽微な報告は電子メールで行うことを基本とし、紙での提出を求めない。

4 様式の廃止及び改正等（土木工事）

	様式名	様式番号	理由又は改正内容
廃止	工事着工届	様式契-1	国土交通省、福井県に合わせる。
	工事下請負人編成表	様式施-5	国土交通省、福井県に合わせる。
	安全・訓練等の実施記録	様式施-24	国土交通省、福井県に合わせる。 ただし、当該記録の作成及び提示は必要であり、廃止様式は参考様式として使用可とする。
改正	下請負届	様式契-4	施工体制台帳の記載事項ともなっているため「健康保険等の加入状況」欄を削除。
	施工体制台帳	様式施-2,3	記入要領に「健康保険等の加入状況」に関する事項を追加。
	再下請負通知書	様式施-6,7	記入要領に「健康保険等の加入状況」に関する事項を追加。
	工事打合せ簿 (旧：工事打合簿)	様式施-1	国土交通省様式に合わせた改正（様式の標準化）
	確認・立会依頼書 (旧：立会願)	様式施-11	情報共有システムの試行で使用した様式を本市様式として採用。ただし、段階確認書については、既存様式のままとし、従来通りの運用とする。
	材料確認書 (旧：材料確認願)	様式施-12	
	工事履行報告書	様式施-18	
新規	休日・夜間作業届	様式施-28	福井県に合わせる。 (提出は現道上の工事のみ。施工計画書等にあらかじめ記載している場合は不要。)

様式変更の詳細については、福井市工事施工管理資料作成要領の改正を参照。

5 適用について

(1) 上記1～3について

令和2年4月1日以降に適用する。発注済の工事においても、監督職員と協議の上、できる限り実施することとする。

(2) 上記4（改正様式）について

令和2年4月1日以降に適用する。発注済の工事においても適用するが、従前の様式を継続して使用する必要がある場合はこの限りでない。ただし、その場合でも、下請負届において、追加する下請負人の「健康保険等の加入状況」欄の記入は不要とする。

また、今回廃止する工事下請負人編成表については、発注済の工事の場合、監督職員との協議により適用を決めること。